

令和 7 年 5 月 23 日
銚田・大洗広域事務組合

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況について

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 19 条第 5 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第 6 項の規定に基づき、銚田・大洗広域事務組合における特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況について、以下のとおり公表します。

1 時間外勤務の縮減

	目標 (R7 年度)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
職員 1 人当たりの時間外勤務時間数（月平均）	11 時間以下	13.6 時間	23.1 時間	18.2 時間	15.2 時間

2 年次休暇の取得促進

	目標 (R7 年)	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
職員 1 人当たりの年次休暇取得日数	11 日以上	7.3 日※	9.0 日	9.4 日	12.6 日

※ 令和 3 年 4 月に組合が設立されたため、令和 3 年の数値は、令和 3 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間で算出

3 ハラスメント防止対策の推進

	目標 (R7 年度)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
ハラスメントを受けたと感じる職員の割合	0%	0%	0%	0%	0%